

萩博物館条例

平成17年3月6日
条例第282号

（設置）

第1条 本市の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、萩博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 博物館の位置は、萩市大字堀内355番地とする。

（事業）

第3条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- （1）実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム等（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- （2）博物館資料の利用について必要な説明、助言、指導等を行い、又は体験学習室、講座室、天体観測室等を利用させること。
- （3）博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- （4）博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- （5）博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- （6）博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- （7）他の博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- （8）教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- （9）萩学の調査研究及び「まちじゅう博物館」の推進に関すること。
- （10）前号に掲げるもののほか、文化財保護、観光振興その他の本市の行政施策の推進を支援すること。
- （11）その他博物館の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第4条 博物館に館長その他必要な職員を置く。

（観覧料）

第5条 博物館に展示している博物館資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

（使用の許可）

第6条 博物館施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）並びに博物館資料を使用しようとする者は、あらかじめ萩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（許可の条件）

第7条 教育委員会は、前条の使用許可（以下「許可」という。）について、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第8条 教育委員会は、博物館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）博物館の施設等又は博物館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- （4）その他博物館の管理上支障があると認められるとき。

(入館の制限)

第9条 教育委員会は、前条に掲げる事由のいずれかに該当する者の入館を拒否し、又は退去を命じることができる。

(許可の取消し)

第10条 教育委員会は、許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は許可の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき、又は許可の条件に違反したとき。
- (2) 許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。
- (3) 第8条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設等及び博物館資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(使用料の納付)

第12条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。

(観覧料又は使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料又は使用料の還付)

第14条 既納の観覧料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第16条 使用者は、博物館に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、その使用が終了したとき、又は第10条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、施設等又は博物館資料を損傷し、若しくは滅失したときは、教育委員会の指示に従い、使用者の負担においてこれを原状に復し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館審議会)

第19条 博物館の運営について教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べる機関として、博物館に萩博物館審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、教育委員会が任命する委員15人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の萩博物館条例(平成16年萩市条

例第5号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった観覧料及び使用料の取扱いについては、合併前の条例の例による。

別表第1(第5条関係)

観覧料	区分		個人	団体(30人以上)
	1人1回につき	常設展示	一般	500円
大学生・高校生			300円	240円
中学生・小学生			100円	80円
	企画展示	1,000円の範囲で市長が定める額		
パスポート券		一般		1,500円
		大学生・高校生		900円
		中学生・小学生		300円

備考

- 1 一般とは、大学生・高校生、中学生・小学生及び学齢に達しない者以外の者をいう。
- 2 大学生・高校生とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾(ろう)学校若しくは養護学校(以下「盲学校等」という。)の高等部、専修学校又は各種学校に在学する学生若しくは生徒又はこれらに準じる者をいう。
- 3 中学生・小学生とは、中学校、中等教育学校の前期課程、小学校又は盲学校等の中学部若しくは小学部に在学する生徒若しくは児童又はこれらに準じる者をいう。
- 4 学齢に達しない者は、無料とする。
- 5 パスポート券は、購入の日から1年間有効とし、常設展示について回数に制限なく観覧することができる。

別表第2(第12条関係)

使用料	(1) 施設の使用			
	使用時間	午前	午後	夜間
区分		9:00~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 22:00
講座室		1,680円	2,730円	2,730円
体験学習室		1,260円	2,100円	2,100円
				超過料金(1時間につき) 420円
				超過料金(1時間につき) 310円
(2) 附属設備の使用				
プロジェクタ	1式	1,050円	超過料金(1時間につき) 210円	
音響機器設備	1式	1,050円	超過料金(1時間につき) 210円	
マイク設備	1本	520円	超過料金(1時間につき) 100円	
暖房設備		1時間につき		420円
冷房設備		1時間につき		210円
(3) 博物館資料の使用				
閲覧		1点1回につき		210円
模写	モノクロコピー	1点1枚につき		30円
	カラーコピー	1点1枚につき		210円
	スキャナー	1点1回につき		2,100円
	拓本	1点1回につき		2,100円
複製	デジタルデータ	1点1回につき		2,100円
	レプリカ	1点1回につき		210,000円
写真撮影	モノクローム	1点1回につき		1,050円

	カラー	1点1回につき	2,100円
映画撮影		1日1点につき	3,150円
テレビ撮影		1日1点につき	3,150円
貸出し	フィルム	1点1回につき	5,250円
	指定資料	1点1回につき	42,000円
	指定資料外	1点1回につき	21,000円
	萩学なんでもBOX	1点1回につき	1,050円
掲載	指定資料	1点1回につき	15,750円
	指定資料外	1点1回につき	10,500円

備考

- 1 附属設備の1回の使用時間は4時間以内とし、4時間を超えて使用するときの使用料の金額は、この表に定める超過料金の金額を加算した額とする。
- 2 附属設備の使用時間が4時間を超える場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。